

2018年11月7日

株主各位

横浜市金沢区福浦三丁目10番地
日本発条株式会社
代表取締役社長 茅本 隆司

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年11月7日開催の当社取締役会において、第99期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対し、次のとおり配当金を支払う。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき12円 |
| 2. 本決議の効力発生日
ならびに支払開始日 | 平成30年12月5日(水曜日) |

以上

中間配当金のお支払について

「中間配当金領収証」および「中間配当金計算書」は、お届けのご住所あて、12月4日(火曜日)にご送付いたします。なお、配当金振込ご指定の株主各位には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をお送りいたします。

なお、本件に関するお問い合わせは、日本発条株式会社 企画管理本部 総務部までお願いいたします。